

第5章 バリアフリー基本構想

5-1 整備の基本方針

高齢者、障害者等をはじめ、すべての人々が利用しやすいよう、鉄道駅、道路、交差点、建築物などの整備を行い、移動等の円滑化を図ります。

整備にあたっては、関連する基準やガイドライン等を基本とすることはもちろん、アンケート調査やタウンウォッチングなどの意見を踏まえて、特定事業を定め、実施していきます。

特定事業の設定は以下のとおりとします。

特定事業の項目	事業内容
公共交通特定事業	・旅客施設や車両などの公共交通施設でのバリアフリー化を図る事業
道路特定事業	・歩道の拡幅、歩車道分離、道路の平坦性確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などの歩行空間のバリアフリー化を図る事業
交通安全特定事業	・交差点や歩道において移動の安全性向上を図る事業
建築物特定事業	・建築物の移動等円滑化のために必要な整備に関する事業

また、それぞれの事業の実施については、以下に示す本市の3つの整備時期（詳細はP5を参照）の区分にしたがって定めるものとします。

整備時期の区分	整備時期の内容
時期 A	平成22年までに完了するもの
時期 B	平成22年までに着手するもの
時期 C	平成23年以降に着手するもの

(1) 公共交通特定事業

1) JR日根野駅舎

基本方針

高齢者、障害者等をはじめ、すべての人々が快適に利用できるよう駅舎施設の改良・整備を行います。

特に、エレベーターの設置といった利用者の垂直移動が円滑にできるような整備促進に努めます。

事業内容

箇所等		整備内容	事業者	整備時期	備考
改札外	移動経路	エレベーター等の設置	市	B	相当大規模な工事となることから詳細な検討が引き続き必要。 実施にあたっては、国府補助金などの財源確保に努める。
	誘導案内、情報施設	視覚障害者誘導用ブロックの整備	〃	B	
		ピクトグラム*、点字等による案内表示の充実	〃	B	
改札内	移動経路	エレベーター等の設置	JR・市	B	
	トイレ	多機能トイレの新設	〃	B	
		既設トイレの入口段差の解消	〃	C	
	誘導案内、情報施設	視覚障害者誘導用ブロックの整備	〃	B	
ピクトグラム、点字等による案内表示の充実		〃	B		
券売機		券売機の改良 (みやすく改善・蹴込み部の設置)	JR	C	
プラットフォーム		ホーム終端の転落防止柵の設置	〃	A	
		視覚障害者誘導用ブロックの整備(プラットフォーム縁端警告用内方標示ブロックを含む)の改善	〃	C	
階段(連絡通路)		滑り止めの改修	〃	整備済	
階段(出入口)		車いす使用者用呼び出しインターホンの取り付け位置の改良	〃	整備済	
バリアフリー教育		職員へのバリアフリー教育・研修の継続実施	〃	A	

(2) 道路特定事業及び交通安全特定事業

1) 道路・交通安全施設

基本方針

高齢者、障害者等をはじめ、すべての人々が安全で安心して移動できるよう整備を行います。ただし、周辺の宅地化の状況等から、移動等円滑化基準を満たせない道路については、当面できる安全対策を中心とした整備を行います。併せて、交通安全施設の整備を行います。

事業内容

<生活関連経路>

A区間 (JR日根野駅からジャスコ日根野店まで)

■市道日根野駅前線 (駅前広場)

区間		整備内容	事業者	整備時期	備考
起点	終点				
⑤日根野南1番踏切	④市道日根野駅前黒崎線交差部	車いす使用者用駐車スペース前の車止めの再配置	市	A	
		視覚障害者誘導用ブロックの改良	//	A	

■府道土丸栄線 (高架下)

区間		整備内容	事業者	整備時期	備考
起点	終点				
③市道日根野駅前黒崎線交差部	②市道野々地蔵黒崎1号線交差部	交差点の改良	大阪府	A	横断歩道の設置と併せて整備する
		視覚障害者誘導用ブロックの整備	//	A	
		横断歩道の設置の検討	公安委員会	A	

■市道野々地蔵黒崎1号線

区間		整備内容	事業者	整備時期	備考
起点	終点				
②府道土丸栄線交差部	①市道野々地蔵黒崎2号線交差部	歩道改良 (水路敷きの改良・舗装面の改善)	市	A	
		転落防止柵の設置 (交差点部)	//	A	
		視覚障害者誘導用ブロックの整備	//	A	
		電柱の移設の検討	管理者	A	

<生活関連経路>

B 区間 (JR 日根野駅から JA 日根野駅前支店まで)

■市道俵屋久ノ木線

区間		整備内容	事業者	整備時期	備考
起点	終点				
⑤日根野南1番踏切	⑥JA日根野駅前支店	おおむねバリアフリー基準が満たされています。	—	—	

<準生活関連経路>

C 区間 (JR 日根野駅から泉佐野税務署まで)

■市道俵屋久ノ木線

区間		整備内容	事業者	整備時期	備考
起点	終点				
⑤日根野南1番踏切	⑦日根野駅下り交差点	グリーンベルトの改良	市	A	
		車止めの改良	//	A	
		視覚障害者誘導用ブロックの整備	//	A	
		電柱の移設の検討	管理者	A	

■府道大阪和泉泉南線

区間		整備内容	事業者	整備時期	備考
起点	終点				
⑦日根野駅下り交差点	⑧泉佐野税務署前	歩道改良 (段差の解消・舗装面の改善)	大阪府	B	
		視覚障害者誘導用ブロックの整備	//	B	
		税務署前の横断歩道の設置の検討	公安委員会	B	

<準生活関連経路>

D 区間 (JA 日根野駅前支店から日根野小学校・日根野中学校まで)

■市道俵屋久ノ木線

区間		整備内容	事業者	整備時期	備考
起点	終点				
⑨府道大阪岸和田泉南線交差点	⑩市道日根野平見線交差点	歩車分離施設の設置	市	B	
		視覚障害者誘導用ブロックの整備	//	B	
⑩市道日根野平見線交差点	⑪日根野小中学校	側溝の蓋の設置	//	B	

(注) 区間欄の①～⑪は交差点位置 (P43 参照) を示す。

(3) 建築物特定事業

—— 基本方針 ——

高齢者、障害者等をはじめ、すべての人々が安全かつ円滑に施設を利用できることをめざし、敷地内及び建物内のバリアフリー化整備を促進します。

なお、整備内容については、各施設管理者と協議の上、定めています。

—— 事業内容 ——

施設名 (事業者)	整備内容	整備 時期	備考
泉 佐 野 税 務 署	オストメイト対応洗浄器具*の設置	整備済	
	道路から建物出入口までの視覚障害者誘導用ブロックの改良	整備済	
シ ャ ス コ 日 根 野 店	道路から地下E出入口(JR日根野駅側)までの視覚障害者用誘導ブロックの改良	A	
	オストメイト対応洗浄器具の設置	A	
	車いす使用者用駐車場の増設	A	
J A 日 根 野 駅 前 支 店	車いす使用者用駐車場の設置	A	
	建物主出入口及び ATM 出入口への段差の解消	C	大規模改修時に併せて整備する。
	視覚障害者用誘導ブロックの設置	C	
	A T M 出入口の扉を引き戸形式に変更	C	
泉 州 銀 行 日 根 野 支 店	車いす使用者用駐車場の設置	A	
	視覚障害者用誘導ブロックの設置	A	
	A T M 出入口の拡幅及び扉を引き戸形式に変更	A	
	道路と敷地との段差の解消	A	
紀 陽 銀 行 日 根 野 支 店	車いす使用者用駐車場の設置	C	当該箇所改修時に併せて整備する。
	視覚障害者用誘導ブロックの設置	C	
	駐車場から建物出入口までの通路にある傾斜路に手摺りを設置	C	
関西アーバン銀行 日 根 野 支 店	A T M 出入口の拡幅	C	大規模改修時に併せて整備する。
	車いす使用者用駐車場の設置	A	
	視覚障害者誘導用ブロックの設置	A	
日根野小学校	敷地出入口から各棟まで及び各棟間の経路における段差の解消	C	
日根野中学校	敷地出入口から各棟まで及び各棟間の経路における段差の解消	C	

5-2 特定事業以外に取り組む事業

(1) 心のバリアフリーへの取り組み

心のバリアフリーは、「ハードの整備」だけでなく、「ソフトの対応」によってバリアフリーのまちづくりをより積極的に進めていこうとするものです。

心のバリアフリーは、行政が取り組むことはもちろんのこと、市民及び事業者が協力して取り組むことが重要であり、それぞれの立場で積極的な参加が求められます。

1) 市民による心のバリアフリー

道路上での違法駐車・違法駐輪や商品・看板の道路上へのはみ出しは、高齢者、障害者等にとってはもちろん、一般の歩行者にとっても通行の障害になります。また、運転マナーの悪い自動車や自転車は、歩行者に危険を感じさせます。

これらは市民一人ひとりの日常的な行動で改善ができることであり、高齢者、障害者等の立場に立った心のバリアフリーが大切です。

2) 事業者による心のバリアフリー

公共交通施設での高齢者、障害者等への配慮ある対応や介助の充実、道路等の施設管理者による適切な施設の維持・保全、建築物等の所有者・運営者による配慮の行き届いた高齢者、障害者等への対応など、利用者の立場に立っての更なる取り組みが大切です。

3) 行政による心のバリアフリー

心のバリアフリーは高齢者、障害者等が社会生活を行ううえで障害となる様々な問題等について理解することから始まります。

このため、バリアフリーに関する市民の知識や理解を深めるため、「バリアフリー基本構想」の広報や啓発活動等に積極的に取り組んでいきます。

○学校園におけるバリアフリー教育の推進

児童生徒に、障害者とともに生きる社会を実現していく力を育てるために、障害者との出会いをとおして、その願いや思いを聞き取る学習や、車いす・アイマスクなどを使った体験学習など、バリアフリーに関する知識や理解を深めるための学習を、発達段階に応じ、今後とも、積極的系統的に推進していきます。

○出前講座*の開催

泉佐野市出前講座「かがやき」を活用し、住民のバリアフリーの知識や理解を深めるための啓発活動をおこなっていきます。

○情報の提供

基本構想及び整備状況は、広報、ホームページなどを活用し、広く市民に公開します。

(2) きめ細やかなバリアフリー化の推進

重点整備地区のバリアフリー化については、本基本構想に合わせて特定事業に関する事業計画を策定し、事業化を図っていきますが、特定事業以外の整備についても、例えば道路の部分的な改修（グレーチング改良*、舗装改修等）など、軽微なものは随時必要に応じて取り組んでいきます。

また、重点整備地区外であっても、主に徒歩による利用者が多い道路や建築物については、バリアフリー化を奨励していきます。